



653号
〒144-0052 東京都大田区蒲田 5-10-2 日港
福会館 5階
Tel 03(3733)5621 Fax 03(3733)5622
メール roren@kensu.jp
ホームページ http://www.kensu.jp/
全国検数労働組合連合
書記局



**11月4日(水) 14:00~14:30 第1回 検数労連20冬季一時金交渉
20冬季一時金要求書提出。乗率3.00ヶ月の重み、差別的な地域
格差回答反対！従業員の生活を守るために要求に沿った回答を！**

【20冬季一時金要求書(抜粋)】

(1) 要求方式と要求額について

【日検協会】

(本給+家族手当) ×乗率3.00ヶ月+一律10万円+都市

【全日検】

職員 A

(本給+家族手当) ×乗率3.00ヶ月+一律10万円+都市

職員 B

(本給+地域年齢手当) ×乗率3.00ヶ月+一律10万円
+都市

都市加算の支給区分と金額については、別表の通りとすること。

職員以外の従業員は、職員に準じて支給すること。

(2) 支給条件について

- ① 長期病欠者に対して、各々の支給基準の70%を支給すること。
- ② 通勤災害による休業者についても労災休業者と同じ取り扱いとすること。
- ③ 一切の協会査定(特別評価)は行わないこと。
- ④ 転勤者の取り扱いについては、計算期間中のそれぞれの所属地の地域区分に基づく日割計算、または12月1日現在所属の地区区分のいずれか有利な方を適用すること。

以上

全国代表者会議で要求を確定。
10月27日・28日に検数労連代表者会議を開催し、一時金要求書とたたかいの方針を確定しました。

10月27日・28日に検数労連代表者会議を開催し、一時金要求書とたたかいの方針を確定しました。昨今の新型コロナウイルスの影響による収支状況の悪化が懸念される中で、一時金交渉が予想されるが、これまで世間がリモートワーク等での仕事をしている中で、検数労働者は日々現場での就労を余儀なくされている。そのような状況下での低額回答は容認できないとの意見や、回答方式の詳細部分では、支店間格差の是正や小数点以下第二桁までこだわ

った「超乗率重視」での闘いを構築すべき。組合要求の重みを両協会に理解させ、要求書に沿った内容での回答を求める。厳しい状況下の今こそ、内部留保を切り崩し、従業員へ還元させるべきこの声も出されました。中央闘争団として、各地域からの意見や要望を受け止め、両協会に対し「コロナ禍での収入減による一方的な低額回答や差別的な格差回答を許さないたたかいを構築していきます。」

【要求書提出】

11月4日(水) 第1回20冬季一時金交渉を開催し、要求書の提出と要求の趣旨説明を行いました。

趣旨説明では、「コロナウイルスが拡大する中で、世界各国で感染防止対策が行われる中、世界的に「ヒト・モノ・カネ」の流れが停滞しました。日本国内でも完成自動車や鋼材などの生産調整による減少等により、貿易額が前年比減となっており、検数両協会を取り巻く環境にも影響を及ぼしています。全国各地からの生活実態に関する状況報告では、「生活賃金の目減りによって厳しい生活を余儀なくされている」との声が多数寄せられており、両協会はこうした従業員の厳しい生活実態を真正面から受け止め、「赤字収益だから仕方ない」「無い袖は振れない」とする考え方で対応するのではなく、雇用主として「厳しい時こそ人への投資」との基本に立ち返った対応をするよう強く求めます。

【組合主張】

10月27日から28日にかけて「全国代表者会議」を開催し、要求を確立した。要求を確立する中で、各地域代表者からは、コロナ禍で各支部の収益が落ち込んでいっている中ではあるが、厳しい時だからこそ「人への投資」が必要不可欠であることや、「地域間格差の是正」「夏よりの冬」の踏襲等、様々な意見が出された。収益が悪いから下げるのではなく、このような状況であるからこそ「人への投資」を実践して従業員のモチベーションを上げるべきである。

コロナ禍でもエッセンシャルワーカーとして感染という不安を抱えながら就労している従業員の労苦に

次回交渉

第2回 検数労連20冬季一時金交渉

11月11日(水) 15:00~

一時金の基礎数字の提示を受けます。

※エッセンシャルワーカーとは、生活維持に欠かせない職業に就く方々のこと。
港湾労働者(検数含む) 医療・介護・福祉保育従事者、公共交通運転士、スーパー等の店員など・・・

えるべく誠意ある回答を求める。